

「モルデカイの会」のニュースレター

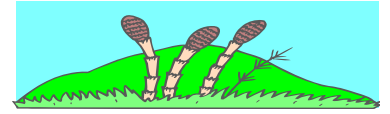
2013年1月号 No.4 [モルデカイの会 事務局](mailto:front@mordecai.jp) (front@mordecai.jp)

東京都台東区東上野 4-26-6 上野ビル 7F



新年のはじめに

「モルデカイの会」代表 加藤光一

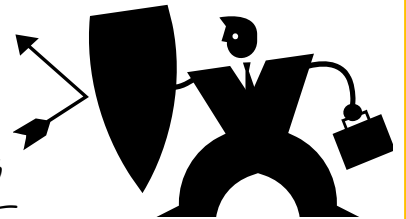


「モルデカイの会」を通して、セクハラ民事裁判およびパワハラ民事裁判を提訴した原告の方々や、逆に名誉毀損で訴えられたこれらの原告の方々ならびに支援者の方々に応援していただいているみなさまには、心から感謝申し上げます。2013年には裁判（民事裁判）が大きく動きます。引き続き、ご支援のほどをお願い申し上げます。

3月から民事裁判の口頭弁論（証人尋問）が始まります

3年以上にわたって続けられてきた「争点整理」（弁論準備手続きとも言い、原告、被告双方の代理人による、証拠書類や陳述書の提出などの非公開手続き）が終わり、2013年3月から東京地方裁判所・民事部に於いて民事裁判（セクハラ裁判、パワハラ裁判、名誉毀損裁判）の口頭弁論（証人尋問）が始まります。ひとつの同じ法廷で、セクハラ裁判およびパワハラ裁判の原告と被告、名誉毀損裁判の原告と被告などの裁判当事者に加えて、もと国際福音グループに在籍していた教職者ほか現在も在籍している教職者などの事件関係者が、公開の場で証人尋問に立つこととなります。

ニュースレターNo.3でお知らせしたように、一昨年、宗教法人「小牧者訓練会」代表者・卞在昌（以下、卞宣教師）および宗教法人「小牧者訓練会」が、セクハラ裁判の原告4名、パワハラ裁判の原告1名に加えて、裁判の支援者4名の合計9名を相手に、名誉毀損、不当訴訟、虚偽告訴による損害賠償請求事件を東京地方裁判所に提訴しました。卞宣教師と宗教法人「小牧者訓練会」は、それぞれ5,000万円（合計1億円）の損害賠償を請求しています。これにより、裁判当事者の数やそれに伴う手続きが増えたため、事前準備が終わるまでに長い時間がかかりました。

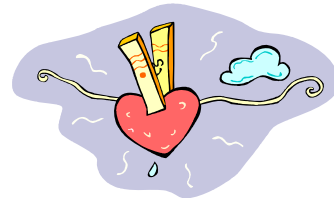


卞宣教師は「原告ら女性信徒を含め本教団に属する又はかつて属していた女性信徒に対し、一度として、猥褻行為を行ったことはありません。」などと主張し、セクハラ裁判およびパワハラ裁判で訴えている原告の訴えを虚偽主張と決めつけています。また、国際福音キリスト教団・代表牧師会は教団のホームページ上で、（準強姦）刑事事件の無罪判決をもって、卞宣教師がセクハラ事件に関して「無実・無罪」であるかのように主張しています。



卞宣教師の起こした数々の事件の解明はまだ終わっていません。その真相解明はこれからです。セクハラ裁判、パワハラ裁判の原告の方々は、卞宣教師によって長期間にわたって反復継続的に猥褻被害およびパワハラ被害を受けたことを、証人尋問の場で明らかにしてゆきます。これによって、これら一連の事件の全貌が明らかになります。支援してくださるみなさまには、できることならば裁判所まで足をお運びいただき法廷で証人尋問を傍聴し、被害を訴えている方々の悲痛な声を直接聞いていただきますよう、お願いいたします。

セクハラ民事裁判・原告 E さんからのお願い



「神様に信頼する者たち」

ようやく民事裁判も大詰めを迎えそうで、今年 3 月から証人尋問が始まります。ここまでの道のりは本当に長く辛いものでした。「何が辛いのか？」と疑問に思われる方もあるかもしれませんが、それは一言では言い表せないほど、深い苦しみを伴う辛さでした。

まず一番辛かったのが、国際福音キリスト教団で受けた“心の傷”でした。主任牧師を頂点とする独特なヒエラルキーの中で納得いかない多くのことに長年従わされてきたこと、それを拒絶できなかった精神状態、上の者や権威への恐れ、信じてきた者による裏切り等、具体的な記憶だけでも言い尽くすほどができないほどです。しかもその苦痛の記憶が何年も鮮明に心に残り、時には思い出すだけで動悸がしたり不眠になったり、悪夢を見たりして病院にも通いました。処方された薬の副作用で一時期、短期間の間に体重が 10 キロも増えてしまいました。太ったことで益々自己嫌悪に陥ってしまいました。



また“人間不信”でも苦しみました。私は国際福音キリスト教団に入るまではクリスチャンや教会には一定の信頼感を持っていましたが、刑事裁判が進むにつれ、平然と偽りの証言を繰り返す人々を目の当たりにして、本当にショックを受けました。かつては尊敬していた人が、神と人との前で平然と嘘をついている…、嘘をつくクリスチャンがいる！ということに驚きました。そして教会というところは自分がいくら信じて、裏切られることもあるのだと思うようになってしまいました。

苦しかった今までの中でも一番大きな苦しみは“孤独”との闘いでした。私は裁判では原告という立場なので、対策チームの中でもとりわけ多く祈られ、支えられてきたと思います。しかし裁判の内容がセクハラなので、あまり多くの人に個人的に相談したり、祈りの要請ができません。自分が被害者であることはもちろん、被害の内容など細かいことは言いづらいですし、言ったところで真摯に理解してくれる人も少ないのが現実でした。最初、民事裁判の準備で証言文を書いていたとき、私はあまりの精神的苦痛で顔が真っ青になってしまいました。それで私を見た人が心配したほどです。しかし私はどんなに辛くてもこの被害を裁判で訴えなければ、さらに被害者が増えて問題が大きくなると思い、必死で裁判の準備をしました。

今、この裁判を共に闘う仲間（支援チーム）は本当に真実で素晴らしい人たちです。支援チームのみなさんや他の支援者との交わりを通して「ああ、世の中にはこうして真実な信仰者もいる。希望を捨ててはいけないな」と思えるようになりました。裁判は辛いですが、私はこの裁判を通してこんな素敵な仲間と一緒に戦えることに誇りさえ感じています。数々の苦しみの中にあってもくじけないでここまで来られたのは、これらの真実な仲間の存在があったからだと言えます。刑事裁判の判決は本当に理不尽に感じましたが、それでも皆で祈り合い「神様は民事裁判ではきっと勝利をくださる！」と信じてここまで来ました。



これから行われる証人尋問では、私は信仰によって全身全霊を込めて臨んで参ります。真実な証言を貫きます。どうぞみなさんも応援してください。最後まで共に戦いましょう。皆さんのお祈り、応援が私たち証言台に立つ者には最高の力となります。そして真実な神様の勝利を、共に勝ち取りましょう！

「彼に信頼する者は、失望させられることがない」(ローマ人への手紙 9 章 33 節)

セクハラ民事裁判・原告 D さんからのご便り



2008 年末に FOE が発足してからの 4 年間、主に守られ、主により頼みつつ日常生活を送りながらも、霊的な重圧感を感じずにいる日は 1 日もありませんでした。この闘いのこと、裁判のことがいつも背後にあり、どこまでも続く暗いトンネルの中を主の約束のみことばの灯を頼りに歩んでいる、そのような日々でした。

特に 2011 年 5 月、刑事裁判において被告の無罪判決が出てからは、なぜ? どうして? という思いが募り、主に対する信頼を試みられる時期もありました。それまでは積極的に応援してくださっていた支援者の方々も、あの不当な判決によって意気阻喪し、共に悲しみ、私たちにかける言葉も見つからないと言われる方もいました。

けれど私は、この裁判は主が始められたものである事を知っています。イスラエルの民をエジプトから連れ出された主は、私たちをもあの忌わしいカルトの世界から連れ出して下さったのですから、私たちを途中で投げ出す事など絶対にされないのです。紅海を分け、出エジプトを成就された主は、私たちの出エジプトにおいても必ず主の栄光を現わしてくださる筈です。

3 月にはいよいよ、民事裁判における最大の山場となる証人尋問が始まります。私たちは恐れることなく、ただ主の御前に真実を語ります。みなさまには、ますます祈りに覚えていただけると感謝です。証人尋問の法廷に足を運べる方はぜひ応援に来てください。どうぞよろしくご願ひいたします。



最近の民事裁判の状況：

(詳細は、本会ホームページ (<http://www.mordecai.jp/>) をご覧下さい。)

セクハラ、パワハラ事件に加えて、2011 年 6 月から名誉毀損事件が併合され、これら 3 件の民事裁判が東京地裁の同一の裁判官 (3 名) により、同時並行で進められています。

2012 年 2 月 17 日 第 14 回弁論準備手続期日 (非公開)

2012 年 4 月 20 日 第 15 回弁論準備手続期日 (非公開)

2012 年 6 月 25 日 第 16 回弁論準備手続期日 (非公開)

2012 年 9 月 4 日 第 17 回弁論準備手続期日 (非公開)

2012 年 10 月 15 日 第 18 回弁論準備手続期日 (非公開)

2012 年 11 月 30 日 第 19 回弁論準備手続期日 (非公開)

会計報告（2012年1月-12月）

裁判の当事者（セクハラ裁判原告、パワハラ裁判原告、名誉毀損裁判被告）による拠出金とみなさまからの支援金（募金）とをあわせた 2012 年の収入を、下記のとおり感謝をもってご報告いたします。

記

2012年1月-12月 合計 321,000円（累計額 12,728,012円）

経済的支援のお願い

私たちは、これからも被害者を支援し、原告に加えて名誉毀損で訴えられた人たちを含めて、今後の裁判で勝訴を得るために戦って参ります。同時に、信仰をもってこれらの活動を金銭的に支援する人々も必要です。聖霊に心動かされる方々が、それぞれの信仰によって金銭面で助けて下さることを、お願い申し上げます。刑事・民事両方の裁判の第一審判決までの費用（裁判費用、弁護士費用など）として（セクハラ民事裁判、パワハラ民事裁判、名誉毀損裁判をあわせて）最終的に約 2,000 万円前後を見込んでおり、現在までにそのほぼ 3 分の 2 が満たされております。



ご賛同いただきご支援いただける方は、下記の口座にお振り込みいただくか、メールにてお問い合わせください。よろしく願いいたします。

※郵便口座

記号： 00120-0-488435

名義： 「モルデカイの会」

※銀行からは、

銀行名： ゆうちょ、店名：〇ー九

（ゼロイチキュウ）

<当座> 口座番号： 0488435

お問い合わせ： [モルデカイの会 事務局](mailto:front@mordecai.jp)

(front@mordecai.jp)

